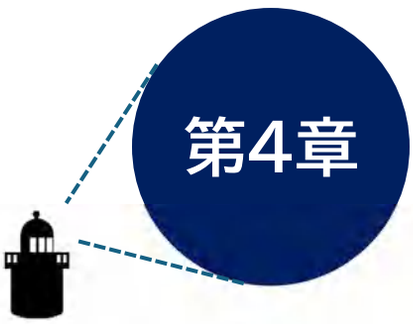

計画の展開

施策体系

基本理念

人とひとがつながり 支えあう みんなでつくるまち 鳥羽

重点プログラム

①重層的支援体制整備事業の推進　　②みんなでつくり、推進する計画

〈めざす福祉のまちづくりの姿〉	〈めざす福祉のまちづくりの姿〉	〈めざす福祉のまちづくりの姿〉
多様な個性や文化を認めあう“こころ”が育っている	地域を大切に思い、市民自らが主体的に行動している	誰一人取り残さない、支えあいの輪が広がっている
〈基本目標１〉地域のつながりの基盤をつくる“人づくり”	**〈基本目標２〉地域課題を共有し、みんなで解決する“地域づくり”**	**〈基本目標３〉包括的な福祉サービスの充実に向けた“支援づくり”**
〈施策〉 （１）学校教育や生涯学習と連携した福祉教育の推進 （２）身近な場での学習機会の充実 （３）地域福祉を担う新たな人材の発掘と養成	〈施策〉 （４）交流機会の充実 （５）地域活動・住民活動の活性化 （６）身近な地域交流拠点の充実 （７）情報提供の充実 （８）身近な地域での見守り活動の推進 （９）災害時に備えた支援体制の充実	〈施策〉 （10）相談支援体制の充実 （11）多様な地域課題を解決するための仕組みづくり （12）様々な課題を抱える人への支援 （13）保健・医療・福祉サービスの充実 （14）権利を守る取り組みの推進 （15）住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり

基本目標１　地域のつながりの基盤をつくる“人づくり”

めざす福祉のまちづくりの姿

多様な個性や文化を認めあう“こころ”が育っている

『鳥羽の未来にかかせないもの』

「地域共生社会」の実現に向けて目指すべき大切なことは、今までのように「支える人」「支えられる人」で分かれるのではなく、誰もが「支えあい、支えられる側」となることと言われています。

将来の担い手となりうる子どもたちへの福祉教育は、鳥羽の未来を考えるためにかかせないものとなっています。

今、地域で起きているエピソード

他者理解のこころを育む

～フクシル～の取組～

市社会福祉協議会では、地域の中で「共に生きる力」を育むために、社会福祉協議会が持つ専門性と地域が持つ魅力を活用し、**市民と一緒に福祉教育をすすめるための出前講座「フクシル」**を開いています。

「フクシル」の取組例として、地域のボランティア団体を講師に招いて**中学生を対象に行うアイマスク体験**があります。アイマスク体験は実際にアイマスクを付けて校内を周り、目の不自由な方の当事者体験や介助方法学ぶ体験です。

同じ目の不自由な方でも見え方は様々あり、数ミリの段差でもつまずいてしまうことや階段では最後の段差で声掛けをしないとずっと段差を探してしまい転倒の恐れがあることなど、実際に体験することで他者の立場に立って考えることができる取組です。

実際に参加した生徒からは「いつもの慣れた道でも分からなくて怖かったので初めてのところはもっと怖いと感じた。」、「こんなに不安な気持ちだったと分かり、まちで困っている人がいたら助けたいと思った。」と体験で感じたことをありのままに伝えてくれました。

子どもたちは体験を通して当事者の困り感や生きにくさや不安な気持ちを学び、これから自分たちに出来ることを探していけるようになります。

こうした子どもたちの気づきや育ちは、それを見た大人にも学びとなり、地域にも広がり、多様な個性や文化を認めあうこころが育っていくと考えています。

「福」とは、“しあわせ”を意味します。

この「フクシル」を利用していただくことで、市民のみなさんに「福祉について知る」「しあわせについて考える」きっかけにして欲しい、そんな思いを胸に日々活動を行っています。

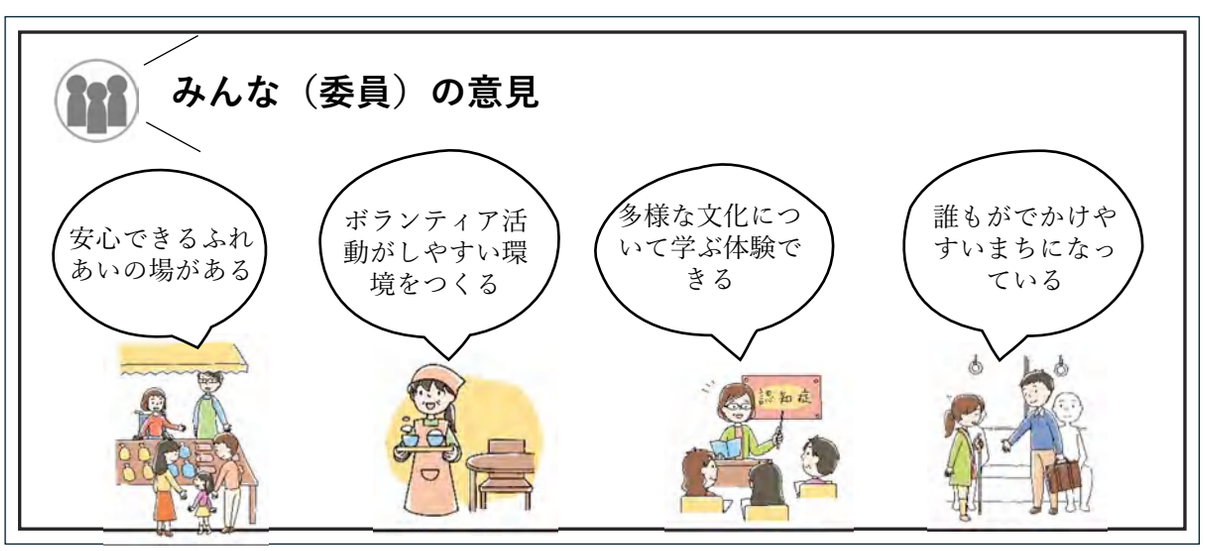

基本目標１

１　学校教育や生涯学習と連携した福祉教育の推進

子どもの頃から福祉に関心を持ち、多様性を認めあい、困ったときに助けあう心が育まれることをめざします。

市の取り組み	社協の取り組み
○小中学校における福祉体験教室の開催や、高校生を対象とした福祉学習など、子どもの頃からの福祉教育に取り組みます。（福祉協力校制度の推進／教育委員会との連携）	◆市と教育委員会、学校と連携し、福祉体験教室の開催を働きかけるとともに、福祉教育のカリキュラムの充実を図ります。 ◆市内の福祉事業所における介護体験や保育所等での幼児とのふれあいを通じ、福祉に対する関心を高める取り組みを進めます。（福祉体験教室） ◆障がいのある人の社会活動やスポーツ活動を支援します。

〈委員会での意見〉
●体験学習を充実させたい
●福祉教育を実践する側への研修も必要

取り組む内容

1　学校における福祉教育の推進　みんなの重点

○小中学校における福祉体験教室の開催や、高校生を対象とした福祉実習など、子どもの頃からの福祉教育に取り組みます。（福祉協力校制度の推進）
○福祉体験教室等、福祉教育の実施にあたり、当事者による講話（ゲストティーチャー）による取り組みができるよう依頼・調整に努めます。

2　ひとを大切にするまちづくり

○人権や福祉をテーマにした講演会やセミナーを通じて、ひとを大切にする心を養います。
○障がいのある人の作品展や障がい者スポーツ大会など、障がいのある人の生涯学習を支援するとともに、活動を通じて障がいのある人に対する理解の促進を図ります。

3　生涯学習の推進

○スポーツや文化団体と連携・協力し、子どもから大人まで、学びたいときにいつでも自由に学習できる機会や方法を提供していきます。

基本目標１

２　身近な場での学習機会の充実

身近な地域において、自治会や老人クラブ、民生委員・児童委員等の団体や関係機関で地域の現状や課題を考え、地域の支えあいの中心となることをめざします。

市の取り組み	社協の取り組み
○自治会や老人クラブ等の地域の団体において、地域の現状や課題について考える機会をつくります。 ○地域における支えあいの中心となる民生委員・児童委員・シルバーヘルパーを対象とした研修を充実します。	◆サロン活動において、身近な課題や暮らしに関わる福祉制度等についての情報提供をします。 ◆まちトークを開催し、地域の課題を把握・整理し、課題解決に向けた地域の自主的な取り組みを支援します。 ◆地域の状況に合わせてまちトーク等を活用し、地域福祉推進員の設置を呼びかけ、市内全域での設置をめざします。 ◆民生委員・児童委員や地域福祉推進員に対する研修を行い、資質向上を図るとともに、活動の参考になる情報提供を行います。

〈委員会での意見〉

●活躍されている人を外部講師として招聘する

●気軽に集まれる場所があれば良い

取り組む内容

4　身近な地域での学習活動の支援

○自治会や老人クラブ等の団体に対し、福祉についての出前トークを開催するなど、地域の自主的な学習活動を支援します。

5　地域の核となる人材の研修の充実

○民生委員・児童委員の知識向上に向けた研修を行います。

○地域福祉推進員の選任を進め、民生委員・児童委員と連携ができるように支援します。

基本目標１

３　地域福祉を担う新たな人材の発掘と養成

自分たちの住む地域においてボランティアとして活躍できる人材の発掘と育成をめざします。また、ボランティア活動を活性化させるため、団体の立ち上げやリーダーの育成に取り組みます。

市の取り組み	社協の取り組み
○ＴＯＢＡひだまりフェスタを開催し、地域で活動する団体等がつながり活躍できる場所を創出していきます。 ○それぞれの団体等が情報を共有し合えるプラットフォームを、継続して整備していきます。	◆ボランティア連絡協議会等と協働し、ボランティアスクールや各種ボランティア養成講座を開催します。 ◆ボランティア活動に対して、若い世代に興味を持ってもらう取り組みをするとともに、参加しやすい工夫を行います。 ◆ボランティア活動のリーダーとなる人材を育成するため、シニア世代に対し、参加を呼びかけていきます。 ◆社会福祉協議会広報誌やSNSにおいて、地域活動やボランティア活動を紹介し、活動への参加を呼びかけるとともに、新たな活動のヒントを提供します。

〈委員会での意見〉
●ボランティア活動をするための活動内容等を周知することが必要
●きっかけづくりが必要

取り組む内容

6　ボランティア・市民活動の育成

○地域で活動するボランティアや、支援が必要な人を手助けする人材を育成します。

7　地域活動を継続して実施していくための支援　みんなの重点

○地域の活性化や地域課題の解決に向けた地域の活動が継続していけるよう、多様な機会を通じて地域活動における周知啓発を図っていく他、活動の実施にかかる助成制度等の提供を行っていきます。

基本目標２　地域課題を共有し、みんなで解決する“地域づくり”

めざす福祉のまちづくりの姿

地域を大切に思い、市民自らが主体的に行動している

『地域を大切にする思いからはじまる』

市民が自ら主体的に行動をするためには、地域への愛着と誇りが大切になります。「地域での行事が減った」「地域行事に参加しづらい」そう思われたことはありませんか。

地域を大切に思う気持ちを持つことから、地域づくりははじまります。本市では様々な活動団体があります。それぞれの団体が活動しやすいよう、支援をしています。

今、地域で起きているエピソード

みんなのつながりをもっと。もっと。

～TOBAひだまりフェスタ～

みなさんはご存じでしょうか。

市内各地で活動されている団体はたくさんあり、市社会福祉協議会が進める**ボランティア登録団体数は 50 団体**（令和６年 12 月現在）となっています。

様々な活動内容があり、地域でのサークル活動はじめ、「ボランティア祭り」や「ひだまりふれあい広場」「障がい者の日記念事業」などの大きなイベントもあります。そうした活動は、参加されている人にとって、大きな活躍の場となっています。

また、令和５年度からは、**市民体育館を会場に「ＴＯＢＡひだまりフェスタ」を開催**してきており、40 団体を超える地域活動団体の皆さんが日ごろの活動内容を披露する場を設けています。このフェスタは、団体同士の交流や市民同士の交流を広げ、ここに集まるみんながもっともっとつながれる場所として人気のイベントになっています。

個々がそれぞれの時間をうまく活用し、気兼ねなく参加できる地域活動の在り方が求められている中で、様々な地域活動団体を知っていただく機会をつくっていくのと同時に、それを通じてもっともっとつながりあえるよう、**みんなで魅力ある場所と時間をつくっていきましょう。**

みなさんも、地域の活動に一度参加してみてはいかがでしょうか。

みんな（委員）の意見

- 自由に集まれて活動できる

- 挨拶ができる関係性

- 子どもたちに地域の人が教えている

- 高齢者と子どものふれあいがある

基本目標２

４　交流機会の充実

地域福祉を推進するためには、地域のつながりが不可欠です。自治会や地域活動の場、イベント等を通じて、市民同士の交流はもちろん、団体間、関係機関における交流機会の創出をめざします。

市の取り組み	社協の取り組み
○様々な行事やイベント等を通じ、幅広い世代の市民が参加し、交流できる場づくりを進めます。 ○高齢者や障がいのある人、子ども等が交流を通じて地域づくりに参加するきっかけづくりを行います。	◆自治会や地域活動の場において、サロン活動の意義や活動内容を紹介し、サロン活動の立ち上げを支援します。 ◆活動内容について、助言やアイデアの提供等を行い、活動の振興に取り組みます。 ◆心身や生活上の課題を抱える人のニーズの把握に取り組み、交流の場づくりや当事者団体の立ち上げ等を支援します。 ◆既存の団体に必要な情報を提供するとともに、交流活動を支援します。 ◆「障がい者の日」記念事業等、市民や福祉団体等が広く参加し、交流できるイベントを開催します。 ◆障がいのある人や高齢者、子ども等が参加しやすいよう、企画内容や情報提供のあり方を工夫します。 ◆障がいや病気について、当事者同士がともに語りあえる場づくりに取り組みます。

〈委員会での意見〉

●地域で開催されているイベントの重要性を認識することが必要

取り組む内容

8　当事者活動の支援

○各種サロン活動をはじめとした交流を通じて、共通した悩みや課題を持つ人の交流を推進します。

9 イベント等を通じた交流活動の支援

みんなの重点

○行政や社協、地域の活動団体が主催する多様なイベント等を通じ、それらの団体が連携した活動につなげていけるよう、交流機会の創出に努めていきます。

10 市民活動団体やボランティアの交流

○TOBAひだまりフェスタの開催や市民活動団体・ボランティア団体相互の情報交換や交流を深めます。

コラム　ふれあいいきいきサロン事業

❶ 高齢者サロン

地域の高齢者が身近な公民館などに気軽に集まり、昼食やお茶をとりながら、レクリエーションや健康体操、おしゃべりなどを通じて、仲間づくりや外出の機会をつくり出すことにより、孤独化防止、介護予防、生きがいの創出等をめざして活動しています。

❷ 子育てサロン

現在、家庭で子育てを行う人が孤立し、育児に不安やストレスを抱えるなどの問題が顕著に表れているなか、地域を拠点に子育ての当事者（親やその家族等）と地域住民が多様な活動を通じて、子育てを楽しみながら仲間を作り、互いに支えあうことを目的に活動しています。

基本目標２

５　地域活動・住民活動の活性化

地域活動、住民活動の活性化を図ることで、顔の見える身近な地域でのつながりづくりをめざします。

市の取り組み	社協の取り組み
○自治会や老人クラブ等の地域での活動を通じて、顔が見える身近な地域でのつながりづくりや支えあい活動を進めます。 ○従来の地域組織への参加者が少ないことから、個人の立場で参加し、活動できる方法を模索し、活動しやすい環境整備について検討します。 ○ボランティア活動や自主学習グループ等、同じことに興味を持つ人たちによる活動を支援します。	◆地域団体や各種団体、ボランティア団体等に対し、身近な福祉制度や暮らしの課題等についての情報提供を行います。 ◆市が進める協働のまちづくりの各種事業に協力し、必要な情報を提供します。 ◆地域福祉講演会、ボランティアスクール等、地域福祉活動の講演会を開催し、地域福祉実践者への意識啓発、学習の機会を提供します。

〈委員会での意見〉

●費用を助成する支援だけではない方法の検討が必要

取り組む内容

11　地域活動への支援

○自治会等に対し活動費用の助成を行います。また、活動の活性化を図り、地域課題に対応できる組織となるように支援します。

12　ボランティア団体等への支援

○市内で活動する各種団体やボランティア団体の活動の活性化が図られるよう支援します。

13　活動費用の獲得への支援

○NPOやボランティア団体等が活動に必要な費用を獲得するために、民間助成金の情報提供の他、書類作成のためのアドバイス等の支援を行っていきます。

基本目標２

６　身近な地域交流拠点の充実

地域活動や住民活動を推進するため、活動拠点となる場の整備・充実を図るとともに、既存の施設において地域住民の交流拠点として活用しやすいよう取り組みます。

市の取り組み	社協の取り組み
○自治会単位の活動拠点に加え、地域福祉活動圏域ごとの拠点など、地域特性に応じた活動拠点の整備・充実を図ります。 ○福祉事業所等と連携し、施設の一部を地域住民の交流拠点として活用できるよう、取り組みを進めます。 ○保健福祉センターの運営について、市民や各団体が活動しやすいように工夫します。	◆市民や福祉団体等のニーズの把握に努め、活動しやすい拠点づくりについて市とともに取り組みます。

〈委員会での意見〉

●施設利用について、利用しやすい金額設定など検討してほしい

●気軽に集まれる場所があれば良い（再掲）

取り組む内容

14　公民館や地域集会所の充実　みんなの重点

○自治会単位で活動する集会所の改修・備品等について助成します。また、市民が利用しやすいように公民館運営を支援します。

15　保健福祉センターひだまりの運営

○市の福祉拠点として市民が利用しやすいよう、運営します。

16　地域福祉活動圏域ごとの交流拠点の確保

○地域福祉活動圏域ごとに活動や交流ができる拠点づくりに取り組みます。

17　既存施設の活用

○市の公共施設のあり方を見直すとともに、地域の交流拠点としての活用を図ります。また、施設の一部を地域の交流拠点として活用できるよう、福祉事業所等との連携を進めます。

基本目標２

7　情報提供の充実

市民が地域の現状や課題を把握するため、正確で適切な情報提供に取り組みます。また、誰もが必要な時に必要な情報を入手できる環境を整備します。

市の取り組み	社協の取り組み
○年齢や障がい、国籍に応じた情報提供のあり方を工夫することを検討します。 ○多言語表記やICTを活用した情報伝達の仕組みを活用することに合わせて、文字の大きさや色などを工夫し、伝わりやすい情報提供に努めます。	◆社会福祉協議会の事業内容や福祉情報を市民に提供し、啓発するため、広報誌「福祉ウェーブ」を年４回、発行するとともに、ホームページやSNS等を通じて情報提供を行います。 ◆県健康福祉部の「わかりやすい情報の提供のためのガイドライン」にもとづき、広報誌や各種広報・出版物の文字の大きさや色、デザインを工夫し、わかりやすい情報提供に努めます。 ◆広報物や社会福祉協議会主催の行事・イベント等において、障がいの特性に応じた情報伝達を工夫します。

〈委員会での意見〉

●費用のかからない情報発信方法を検討することが必要

取り組む内容

18　福祉サービスについての情報提供

○広報誌やパンフレット、インターネット等において、各種福祉サービスについて情報提供を行います。

○情報提供にあたっては、紙媒体だけでなく、SNSや電子メール等、年齢層に応じた多様なメディアの活用に取り組みます。

○市民によりわかりやすい情報提供の取り組みを民間事業所へも促していきます。

19 伝わりやすい情報提供の実施

○障がいや母国語の違いに応じた適切な情報提供のあり方を工夫します。
○文字の大きさや色、デザイン等、見やすい広報物の作成に取り組みます。
○読み上げ機能等、手話通訳や要約筆記の活用等、行事やイベントについて、障がいに応じた情報伝達に取り組みます。

20 協働によるまちづくりの推進

○市民活動を行いやすい環境づくりを図るため、NPOやボランティア団体等の市民活動を紹介し、広く情報提供を行います。

21 市広報誌やパンフレットによる活動紹介 みんなの重点

○地域活動やボランティア活動への参加を促進するため、市広報誌やパンフレット、ウェブサイト、SNS等を活用し、活動団体の紹介をします。あらたな活動をめざす人や団体のヒントとなる情報を提供します。

コラム　わかりやすい情報提供とは

障がいや母国語の違いに応じて伝わりやすい情報提供のあり方を工夫することが大切です。三重県では、ユニバーサルデザインのまちづくり条例にもとづき、「わかりやすい情報提供のためのガイドライン」を作成しています。

文字の大きさや文字・行間の広さだけでなく、伝わりやすい表現や視覚障がいのある人に見えやすい配色、様々な障がいのある人や外国人等への情報伝達の工夫などを紹介しています。

基本目標２

８　身近な地域での見守り活動の推進

一人暮らしの高齢者や障がいのある人、小さな子どもや介護が必要な家族がいる家庭等は、小さなきっかけから支援につながるよう、身近な地域での見守り活動を推進します。

市の取り組み	社協の取り組み
○民生委員・児童委員や地域福祉推進員、地域住民等がふだんから見守り、手を差し伸べることができる支えあいの地域づくりに取り組みます。 ○高齢者あんしん見守りネットワークを通じて、虐待の早期発見に努めるとともに、支援が必要な高齢者の生活上の課題の把握に努めます。	◆市民・事業所・市との連携により、一人暮らし高齢者や障がいのある人等、支援を必要とする人の把握に努めます。 ◆民生委員・児童委員や地域福祉推進員等に対し、見守り活動についての研修を行います。 ◆シルバーヘルパーの活動を支援し、民生委員・児童委員や地域福祉推進員と連携できる体制づくりをめざします。

〈委員会での意見〉

●見守られる人がどんな人か知ることが必要

●地域の人と組織がつながることが必要

取り組む内容

22　地域住民による見守り活動の推進

○民生委員・児童委員や、地域福祉推進員等を中心に、自治会単位での見守り活動を推進します。

○一人暮らし高齢者等を訪問する老人クラブのシルバーヘルパー活動を支援します。

23　見守り活動の推進　みんなの重点

○様々な心身や生活上の課題を抱えて見守りが必要な人について啓発します。

○見守り活動に取り組む人材を養成し、地域の中で互いに見守り、支えあう輪を広げます。

○地域の皆さんが、散歩の途中や掃除をしながら広く見守りをしていくなど、個々が日常生活の中で無理なく支援していける活動を推奨していきます。

24 学校、保護者、地域住民等が連携した児童の安全確保

○学校や警察、PTA、地域住民等が連携し、通学路の安全点検を実施するなど、児童の通学時の安全確保に取り組みます。

○地域住民による通学時の見守り等を推進します。

コラム　見守りネットワークとは

本市には、子どもや障がいのある人、高齢者等を見守る様々なネットワークがあります。それらが連携し、市民が安心して暮らせるように支えています。

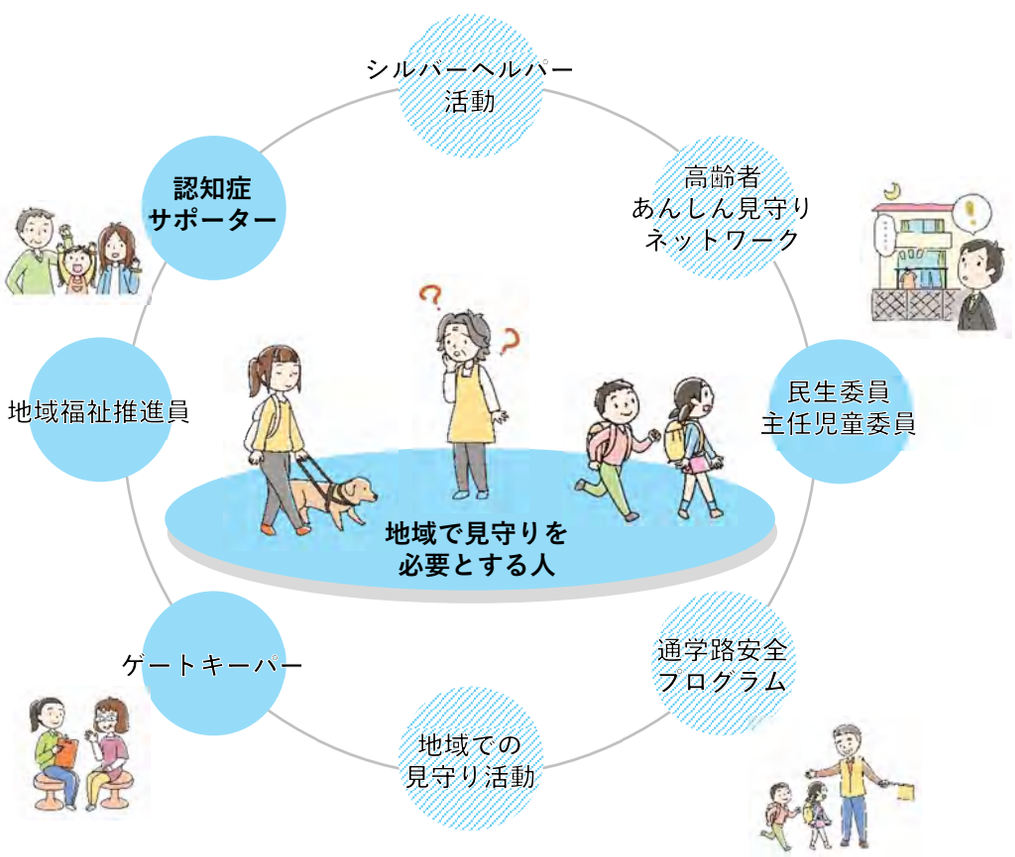

基本目標２

９　災害時に備えた支援体制の充実

地域福祉における災害時の対応には、日頃からの地域のつながりが必要不可欠です。避難行動要支援者名簿の普及、自主防災組織の立ち上げ、実際の災害を想定した避難訓練の実施など、災害時に備えた支援体制の充実をめざします。

市の取り組み	社協の取り組み
○避難行動要支援者名簿を作成し、災害時の避難に支援が必要な高齢者や障がいのある人を把握するとともに、安全に避難できる支援体制づくりに取り組みます。 ○自主防災組織の立ち上げや避難訓練の実施など日頃からの備えを進めるほか、福祉避難所の確保や避難所となる施設のバリアフリー化等にも取り組みます。 ○災害時の避難や消火器の使用法を学ぶなどの防災訓練を関係団体とともに実施します。	◆災害時の高齢者や障がい者等の避難誘導や、災害に強い地域づくり等の災害に関する講習会を関係機関・団体と連携して行います。 ◆障害者互助会と連携し、防災デイキャンプを開催します。 ◆災害ボランティア養成講座を引き続き開催し、災害ボランティアの養成に努めます。

〈委員会での意見〉
- ●避難所の運営が大切だと思う
- ●災害について、自分事として考えることが必要

取り組む内容

25　避難行動要支援者名簿の整理・活用

○避難行動要支援者名簿を整理・活用し、災害時に支援が必要な人を支援する仕組みづくりを進めます。

26　自主防災の推進　みんなの重点

○自主防災組織を支援し、災害時の初動確保を推進します。また、防災訓練の実施や、地域での防災用品の備蓄を促します。

27 福祉避難所の確保

○市内事業所と協定を結ぶなど、福祉避難所の確保を進めます。

28 災害時の情報伝達の仕組みづくり

○障がいのある人等に対し、災害時に必要な情報が伝わる方法を検討し、仕組みづくりに取り組みます。

29 福祉サービス事業所の防災対策の促進

○福祉サービス事業所に対し、災害時の避難誘導のマニュアル作成を促すとともに、防災訓練や備蓄品の確保等を促します。

コラム　災害時避難行動要支援者登録制度とは

高齢や障がいなどにより、支援がなければ避難することが困難な方がおられます。自力では避難が困難な方にあらかじめ登録していただき、地域の避難支援関係者（町内会・自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員など）とその情報を共有することにより、災害が発生したときの避難支援に役立てる制度です。

名簿登録の対象者

①満 75 歳以上で一人暮らしまたは高齢者のみで構成する世帯の人
②要介護３以上の人
③身体障害者手帳１級または２級を有する人
④療育手帳Ａ１、Ａ２を有する人
⑤精神障害者手帳１級または２級を有する人
⑥その他、災害時において支援が必要と認められる人

基本目標３　包括的な福祉サービスの充実に向けた“支援づくり”

めざす福祉のまちづくりの姿

誰一人取り残さない、支えあいの輪が広がっている

『複雑化・複合化する課題への対応』

2021 年度、複雑化する地域課題を解決するため、「断らない相談」を柱とした『重層的支援体制整備事業』が国の制度としてスタートしました。本市としても、同年度から『重層的支援体制整備事業』を実施しており、保健福祉センターひだまり（下記の文章では「ひだまり」）を中心とした「断らない相談」を実施しているところです。

今、地域で起きているエピソード

ひだまりの断らない相談支援

～重層的支援体制整備事業による相談支援体制の充実～

「どこに相談すれば良いかわからない。」そう思ったことはありませんか。

本市では、福祉と健康に関する相談のほとんどに対応するため、ひだまりに、**高齢・障害・生活困窮・子育て、健康の分野が集積している他、地域包括支援センターや障害者相談支援センターなどの専門相談機関や地域福祉の中心を担う社会福祉協議会も入っています。**

個々で抱えている課題や困りごとは複数に渡っていることもあり、その場合、どの窓口へ相談したら良いか分からないときは、一度ひだまりへ相談をしてみてください。

ひだまりには、複数の課題がある場合の支援をどうしていくかをコーディネートする**「相談支援包括化推進員」を配置しており、関係部署や関係機関と連携しながら支援の調整**を行います。

そのうえで、関係機関が集まる「地域共生ケース会議」を開催し、他機関連携による支援をしていきます。

精神障害を持っている一人暮らしの人に実際あった例では、相談されてもこれまでたくさんの部署に連絡をし、一方的に話をして電話を切るという行動が多かったものの、関係部署が同じ対応をすることにより支援方法が統一され、相談対応の質を維持できました。

そこから、地域でのサロン活動への参加を促し、精神障害を持っているがサロン活動へ参加することで落ち着いた生活になり、支援につながったケースもあります。

個々で、また周りで困っているかたがみえましたら、一度ひだまりへ相談してください。**それぞれの困りごとに寄り添い、関係機関が連携して対応**していきます。

みんな（委員）の意見

- 家事を手伝ってほしい時に助けてもらえる人がいる
- 不安をなくす孤立感ない
- 福祉・医療など関係者で情報が共有されている
- 子育ての相談を身近な場で（地域）聞いてもらえる人がいる

基本目標３

10 相談支援体制の充実

様々な生活上の課題を把握する糸口になる相談体制の充実にあたっては、地域福祉課題が複雑化・複合化していることから、分野横断的にきめ細かな相談支援体制の実現をめざします。

市の取り組み	社協の取り組み
○行政や社会福祉協議会等の相談窓口の周知を図るほか、相談を必要な機関につなげていきます。 ○保健福祉センターひだまりを拠点に、分野を横断した相談対応の充実を図ります。	◆保健福祉センターひだまりにおいて、弁護士や司法書士による法律相談を実施します。 ◆分野を横断したきめ細かい相談支援体制の構築に取り組みます。

〈委員会での意見〉

●相談を受ける側の研修とメンタルケアも必要

●相談対応ができる人材の確保が必要

取り組む内容

30 行政における相談体制の充実

みんなの重点

○さまざまな相談に必要な技術や知識を習得するため、職員や各種相談員の資質向上に努めます。

○組織内の連携、関係機関及び専門的な相談機関との連携を強化します。

31 相談機関のネットワークの強化

○行政、社会福祉協議会、地域包括支援センター、子育て支援センター、障がい者相談支援事業所、自立相談支援機関等のあらゆる機関や団体がそれぞれの役割分担を整理し、ネットワークを強化します。

32 相談者を断らない横断的な支援体制の実施

○保健福祉センターひだまりを拠点として、子どもから高齢者までの各分野での様々な相談支援、また「制度のはざま」となる課題を抱えた世帯等の相談を取りこぼさないように各相談機関が連携していきます。

基本目標３

11 多様な地域課題を解決するための仕組みづくり

多様な地域課題に対しては、市民が主体的に行動し、様々な知恵と力を活用して解決に向けて取り組むことが求められます。

市の取り組み	社協の取り組み
○地域の課題に取り組む福祉コミュニティを構築するとともに、必要な資源や支援の提供が得られる仕組みづくりに取り組みます。	◆地域の課題を共有し、課題解決のための福祉コミュニティづくりについて話し合うため、自治会や老人クラブ、ボランティア団体、民間事業所等、地域の多様な主体と協働し、まちトークの開催・充実をめざします。 ◆地域の課題の掘り起こしに努めるとともに、地域住民が地域課題の解決に取り組むことができるよう、コミュニティソーシャルワーカーや、市が配置している生活支援コーディネーター等の福祉専門職と連携し、地域と様々な人や団体、機関を結びつけるサポートを行います。 ◆複合的な課題を抱え、「制度のはざま」におかれ、地域で孤立している人等について、関係機関と市民の連携のもと、早期把握・早期発見に努めるとともに、自立支援に取り組みます。

〈委員会での意見〉

●分野横断的に支援できる仕組みづくりが必要

取り組む内容

33 地域福祉活動圏域ごとに課題を解決できる仕組みづくり

○地域福祉活動圏域ごとに地域課題を解決できるよう、福祉コミュニティづくりを推進します。

○地域住民が地域の課題解決に向けて取り組むことができるサポート体制をつくります。

34 児童と保護者に対する支援

○ひとり親家庭や、保護者が心身や生活上の課題を抱えているなどで支援が必要な家庭と児童に対し、行政や支援機関、民生委員・児童委員等が連携し、適切な支援ができるように取り組みます。

35 障がいのある人に対する支援

○行政や支援機関、民間事業者、当事者団体等と連携し、様々な障がいのある人の日常生活の課題解決に向けて取り組みます。

36 高齢者に対する連携した取り組みの推進

○住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築をめざします。

37 制度のはざまにある課題や複合的な課題を抱えている人に対し分野横断的に支援する仕組みづくり

○制度のはざまにある課題や複合的な課題を抱えている人や家族を支援するため、庁内各部署を超えた検討の場を設置します。
○必要に応じて各機関・各職種が協働して課題解決に取り組みます。

コラム　まちトーク

町内会、自治会や地域の各種団体（老人クラブ・サロン・学校運営協議会など）の集会に、市職員と社協職員も参加し、わがまちで何かできるのかを一緒に考えていく懇談会です。

本市では、地域共生社会の実現に向け、地域の人たちが顔見知りになり、ゆるやかにつながることで、地域の課題解決ができる地域づくりをすすめています。

まちトークは、「まちの魅力をみんなに伝えたい」「いろんな人たちとつながりたい」「地域の為に何かしたい」「居場所をつくりたい」など、さまざまな思いを持っている人が集まり、楽しみながらまちの「いま」と「これから」について考える場となっています。

基本目標３

12 様々な課題を抱える人への支援

ひきこもりやアルコールや薬物の依存症など、進学や就労等の社会復帰しやすい地域をめざします。また、生活困窮者の自立支援にも取り組みます。

市の取り組み	社協の取り組み
○ひきこもりや依存症、罪を犯した人等が社会復帰しやすい地域となるよう市民の意識啓発を行うとともに、社会生活に向けて何度でもチャレンジできる社会づくりに取り組みます。（保護司会との連携） ○様々な課題が生じた際に、即座に機動的に対応し、関係機関の情報交換、情報共有を図るため、日常的な連携、協働の仕組みづくりを進めます。（多機関協働事業）	◆社会生活に復帰する人に対し、必要な情報を提供するとともに、支援機関につなぎます。 ◆当事者だけでは解決できないことについて、地域や福祉専門職、支援団体等と連携し、支援する体制の構築に取り組みます。 ◆生活困窮者支援窓口を設置し、各種相談事業や訪問等を通じ、生活困窮状態にある市民の自立を支援します。 ◆各種福祉サービスや成年後見制度等の公的支援の適切な利用につなげるとともに、NPO団体やボランティア団体等と連携し、課題の解決に向けて取り組みます。

〈委員会での意見〉

●ヤングケアラーへの支援も必要

取り組む内容

38 ひきこもりに対する支援

○長期間のひきこもりを続けている人に対して、進学や就労に向けた支援や居場所づくりに取り組みます。また、ひきこもりについて相談ができる相談支援体制の構築を推進します。

39 就労支援

○就労を希望する人が、持てる力を発揮し、活躍できるよう、働く場づくりと就労支援を進めます。

40 生活困窮者の自立支援

○経済的な課題を抱えている人の背景を把握し、必要な支援機関につなぐとともに、自立支援プランの作成や就労支援等に取り組みます。

41 社会福祉法人の地域貢献活動の促進

○社会福祉法改正に伴い、社会福祉法人には日常生活または社会生活上の支援を必要とする人に対して無料または低額でのサービス提供を実施することが義務づけられたことについて住民等へ周知を図るとともに、必要な情報を提供します。（みえ福祉の「わ」創造事業）

42 自殺対策の推進

○市民の自殺対策について、保健医療機関や関係行政機関、地域等が連携して取り組みます。

43 罪を犯した人の社会復帰を支援（再犯防止推進計画）

○保護司会等と連携し、罪を犯した人が社会復帰できるよう、就労や住宅の確保等の支援を推進します。

コラム　みえ福祉の「わ」創造事業とは

制度のはざまから生じる生活課題を抱える人を支援するため、社会福祉法人の協働により平成 28 年４月から実施している地域公益活動です。生活困窮者支援緊急食糧提供事業と緊急時物品等支援事業、生活困窮者就労活動支援事業を行っています。社会福祉法人は、この３つの事業の周知・啓発を行い、対象となる地域住民の把握、確認の上、相談支援窓口となる市町社会福祉協議会につなぐ役割を担っています。

再犯防止推進計画

計画の目的

「再犯防止計画」は、再犯防止推進法第８条に規定されており、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めるものです。

犯罪を繰り返してしまう背景には、生活困窮、加齢による認知機能低下や障がい等による生活上の困難、社会からの孤立など多様な課題を抱えている場合も多く、再犯防止に向けては、犯罪や非行をした人が地域の中で継続した支援を受けられることが重要であると考えられます。

誰もが安全で安心して暮らすことができるよう、犯罪や非行をした人等の再犯を防止するためには、刑事司法関係機関による取組だけではその内容や範囲に限界があり、社会復帰後、地域社会で孤立させない「息の長い」支援等を、国、地方公共団体、民間団体等が連携することで、再犯防止に向けた取組を推進していきます。

1 鳥羽志摩保護司会（鳥羽支部）の運営

○犯罪や非行をした人の立ち直りを支える協力者や取組に関して知っているものについてみると、「保護司」が最も高くなっていますが、４人に１人は無回答か「知っているものはない」となっており、認知不足が課題となっています。

○このことから、「保護司」の役割や保護司会としての取組の周知啓発に向けた取組を推進させていきます。

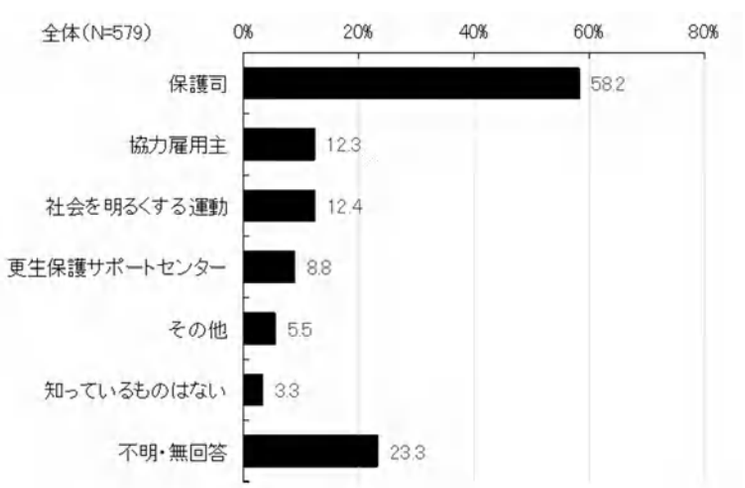

2 啓発活動

○「更生保護の日」である７月１日からの１か月間は「社会を明るくする運動～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～」の強調月間です。この運動は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動で、全国各地でさまざまなイベントが展開されます。

○本市においても、市内ショッピングセンター等を会場に、啓発物の配布等による活動を行う他、小・中学生を対象に「社会を明るくする運動」にふさわしい作品を募集し、広くその啓発に努めていきます。

（参考：第 74 回社会を明るくする運動啓発用ポスター）

3 更生保護サポートセンターの開設

○更生保護サポートセンターを開設し、保護司が定期的に輪番で駐在し、保護司活動の意見交換・相談支援などを行います。

基本目標３

13 保健・医療・福祉サービスの充実

市民の安心安全な暮らしを支えるため、ニーズに応じた保健・医療・福祉サービスの充実を図るとともに、関係機関と連携を強化するための勉強会や意見交換会等を実施します。

市の取り組み

○安心安全な暮らしを支えるため、市民のニーズに応じた保健・医療・福祉サービスの充実に取り組みます。

○それぞれの制度上のサービスに加え、多様な地域資源を活用した福祉サービス等のあらたな仕組みづくりに取り組みます。

社協の取り組み

◆介護保険サービス事業者連絡会や鳥羽市地域自立支援協議会及び福祉事業所部会の運営支援を通じて、事業所間の勉強会や情報共有など、サービスの質の向上及び連携強化を進めます。

◆介護保険サービス事業者連絡会では、幹事会、各部会（施設部会・訪問系部会・通所系部会・居宅介護支援部会）において勉強会を開催し、専門的事例の研究、情報交換、交流等を行っており、事務局機能をサポートします。

◆地域自立支援協議会障がい者福祉事業所部会では、制度についての学習会、虐待等の具体的課題についての勉強会、意見交換会等を行います。

◆介護保険サービス事業者と障害福祉サービス事業者との交流の機会を提供し、互いのサービスの違いや互いのサービスの活用の可能性について理解を深められる取り組みを推進します。

〈委員会での意見〉

●口腔ケアの重要性を啓発する取り組みが必要

●災害時も含め専門職の配置が必要

44 各種個別計画に基づく保健・医療・福祉サービスの充実

みんなの重点

○各種個別計画に基づく保健・医療・福祉サービスの充実を推進します。

45 住民参加型のサービスの充実

○「ほっとスマイルサービス」の活動等、様々な力を活用したインフォーマルサービスの創出を促進します。

46 共生型サービスの推進

○同一事業所で介護保険と障害福祉のサービスを提供する共生型サービスの実施について検討するとともに、事業所に対して必要な情報を提供します。

47 介護予防・健康づくり活動の推進

○介護予防に取り組む団体や老人クラブ、サロン等に対し、「運動教室」や「栄養教室」等を紹介するなど自主的な活動を支援します。

コラム 「ほっとスマイルサービス」

ほっとスマイルサービスは、住民参加型在宅福祉サービス（利用料をいただく有償の活動）です。会員相互の気兼ねない助けあいにより、在宅生活に不安のある方を支援し、「だれもが、安心して暮らすことができるまちづくり」を実現することを目的としています。

〈サービスの具体的な内容〉

○外出支援サービス／○生活支援サービス／○その他サービス

※できないサービス：特別な技術が必要な介護、介助、協力会員の車両による送迎・服薬管理（確認も含む）

※公的サービス（介護保険・支援費サービスなど）に該当する方は、公的サービスが優先されます。

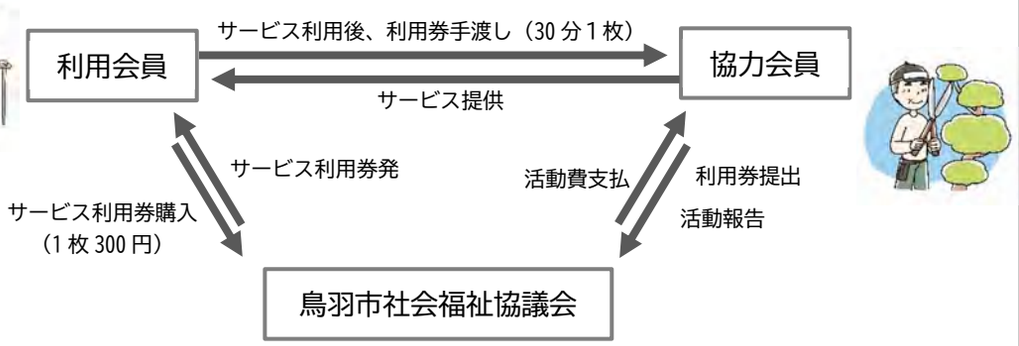

基本目標３

14 権利を守る取り組みの推進

病気や障がいなどにより、自分で判断することや権利を守ることが困難な人が、住み慣れた地域で住み続けられるよう、関係機関と連携のもと成年後見制度の利用促進や虐待防止に取り組みます。

市の取り組み	社協の取り組み
○病気や障がいなどにより、自分で判断することや権利を守ることが困難な人に対し、成年後見制度が利用できるように支援します。 ○児童や障がい者、高齢者等、被害を訴えることが難しい人に対する虐待の防止と早期発見及び適切な対応に取り組みます。 ○権利擁護のあり方について、先進地の事例を参考に、鳥羽市にふさわしいあり方を検討します。 ○市民や関係機関との連携のもと、高齢者や障がいのある人、子どもに対する虐待及びDVの防止に対する早期発見・早期対応を図ります。	◆権利擁護を必要とする人に対し、権利が尊重され、その人らしく生きることができるよう、きめ細やかな支援を行います。 ◆成年後見サポートセンターの運営や法人として後見業務に取り組み、市と共に権利擁護のあり方について、鳥羽市にふさわしい権利擁護のあり方を協議・検討します。

〈委員会での意見〉
- ●市独自の権利擁護の仕組みが必要
- ●個人情報の取り扱いについて規定が必要

取り組む内容

48 成年後見制度の周知と活用（成年後見制度利用促進計画）

○認知症や障がいなどにより、判断能力が不十分な方の権利を守る制度である成年後見制度の周知に努めます。
○成年後見制度利用にかかる費用が負担できない人に対し、費用を助成するなど必要な人が利用できるよう、支援します。

49 日常生活自立支援事業の活用

○認知症や障がいなどにより、日常生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報の入手や意思表示が困難な人に対し、日常生活自立支援事業が利用できるよう、支援します。

50 虐待やDVの防止の周知

みんなの重点

○子どもや高齢者、障がいのある人に対する虐待やDV防止に向けた啓発を行います。

○オレンジリボン運動等の虐待防止に取り組む活動についての情報を提供し、虐待防止に関心を持つ人の輪を広げます。

51 虐待の早期発見・早期対応

○子どもや障がい者、高齢者等への虐待の早期発見ができるよう、相談窓口等の周知・啓発に取り組みます。

○虐待が通報・発見された場合には、早期対応ができるよう関係機関等との連携を強化し、必要なサービス等を提供し支援します。

52 虐待を行った保護者や介護者等の再発防止支援

○児童虐待について、関係機関と連携して保護者と家庭に対し、必要な支援を行うとともに、子どもと保護者が安定した生活ができるよう、支援します。

○障がいのある人や高齢者に対する介護者等による虐待については、適切な介護・福祉サービスの提供により、介護者等の負担軽減を図り、住み慣れた地域で生活できるよう、支援します。

成年後見制度利用促進基本計画

計画の目的

判断能力に不安のあるかたが地域の中で安心して暮らすためには、生活に必要な支援が受けられ、その人の権利が守られることが重要です。また、急速な高齢化の進展により、判断能力に不安のあるかたが増加すると予想されるため、成年後見制度の周知を図り、利用しやすい環境を整備する必要があります。

このため、成年後見制度の普及啓発を行い、制度の利用を必要とする認知症高齢者や障がいのあるかたなどの把握に努め、適切な成年後見制度の利用を進めていきます。

1 成年後見サポートセンターの運営

○地域連携ネットワークの中心的役割であり、協議会の運営を行う成年後見サポートセンター「ぬくもり」を鳥羽市社会福祉協議会に委託し、制度の利用促進と円滑な制度運用ができるよう体制を維持していきます。

2 周知啓発

○日常的な生活の見守りや支援を受けながら、安心して地域で生活を送ることができるよう、成年後見制度について、市民に対する講演会の実施や、パンフレットやＳＮＳ等を活用した制度の周知啓発を行います。

3 相談対応

○「ぬくもり」をはじめ、市や地域包括支援センター、社会福祉協議会、障害者相談支援事業所などにおいて、成年後見制度の相談支援や日常生活上の困りごとの相談支援を行います。

4 成年後見制度利用に係る支援

○成年後見制度の利用が必要な状況であるにも関わらず、本人や親族が申立てを行うことが難しい場合等に、後見など開始の審判を市長が家庭裁判所に申し立てる市長申立を適切に行います。

○成年後見制度の利用が必要であるのに、経済的な問題などで利用することが困難なかたを支援するため、申立てに係る費用や後見人などの報酬について助成を行います。

5 日常生活自立支援事業との連携

○社会福祉協議会で実施している日常生活自立支援事業の利用者について、成年後見制度の利用が適当な場合は、制度へのスムーズな移行ができるよう連携を図ります。

＜成年後見サポートセンターの役割＞

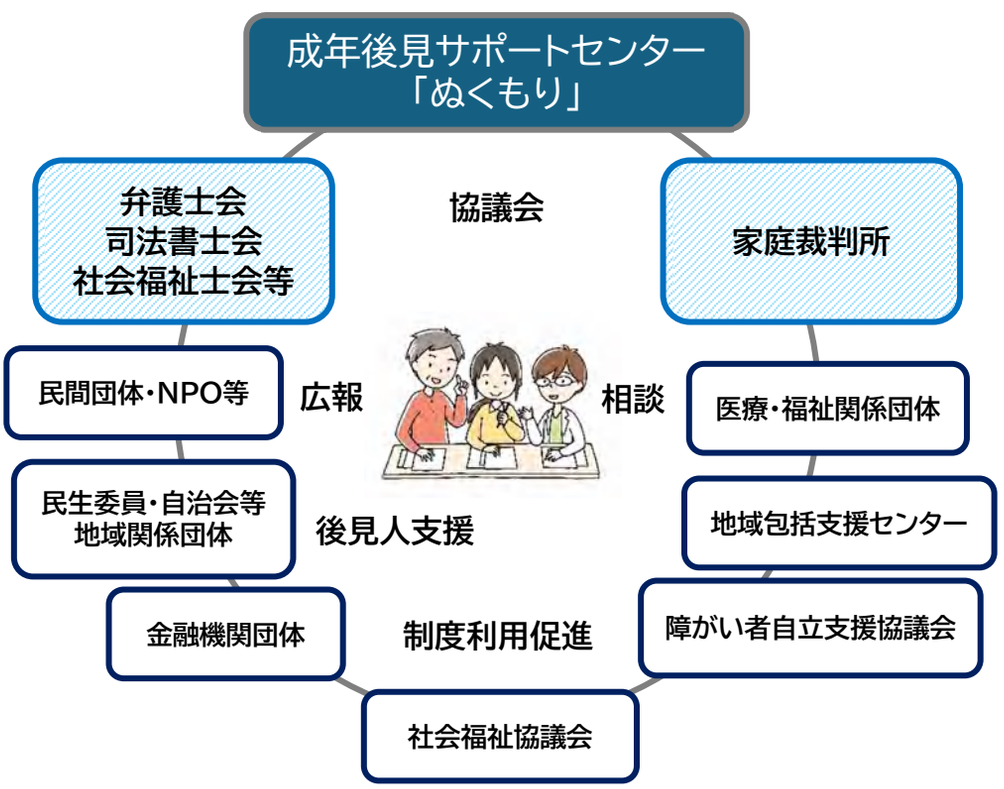

基本目標３

15 住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり

住み慣れた地域で安心して暮らせるまちにするため、病気や障がい、高齢等により運転ができなくなったり、移動が困難になることに不安を抱いたりする人に対して、買い物や通院等の手段が確保されていることや身近な場所で生活に必要なことが満たされているなど、多様な選択肢がもてる地域であることをめざします。

市の取り組み	社協の取り組み
○誰もが必要なときに必要な場所に出かけられるよう、移動手段の確保やユニバーサルデザインのまちづくりに取り組みます。 ○人口減少や高齢化が進むなかで、将来にわたって安心して暮らし続けることができるよう、日常生活圏のなかで必要な物やサービスが受けられるまちづくりのあり方について、検討を進めます。	◆市民や事業者に対し、三重県ユニバーサルデザインのまちづくり条例の周知・啓発に努めるとともに、バリアフリータウンウォッチングを開催し、バリアフリーのまちづくりを推進します。 ◆「ほっとスマイルサービス」において、住民同士の支え合いの範囲で、高齢者や障がい者の外出を支援します。 ◆まちトーク等を通じて、住み慣れた地域で暮らせるまちづくりに向けた市民のアイデアを募るとともに、実現に向けた取り組みを地域住民とともに推進します。

〈委員会での意見〉
- ●空家や空き店舗などのリノベーションが必要
- ●地域との交流を深めることも必要

取り組む内容

53 住み続けられるまちづくり

みんなの重点

○日常生活圏のなかで必要な物やサービスが得られるまちづくりのあり方について、オンライン診療等ICTの活用も含めた調査・検討を進めます。

54 住宅の確保

○一人暮らしの高齢者や保証人がいないなどの理由により、住宅を確保できない人に対し、公営住宅のあり方の見直し等、住宅確保の方策に取り組みます。（居住支援協議会設立の検討）

55 様々な移動手段の確保

○市内の公共交通の確保として、かもめバス及び定期船を運航します。
○移動支援ボランティアを養成し、外出が困難な人の移動支援に取り組みます。
○市営定期船を利用して移動することが困難な離島在住者を対象に、介護施設等へ通所するために自宅から桟橋まで付き添う「島内介助」と船に乗って降りるまで付き添う「船内介助」を行います。

56 ユニバーサルデザインの推進

○公共施設や公園・道路等のバリアフリー化を図り、様々な人が社会参加し、活動できる環境を整備します。
○商業施設や民間施設に対し、ユニバーサルデザインのまちづくりについての周知・啓発に努めます。

57 買い物支援

○移動が困難な人が必要な物品を購入できるよう、買い物支援のあり方を検討します。

コラム　バリアフリータウンウォッチング

市内のバリアフリー化の現状を確認するため、鳥羽市地域自立支援協議会と鳥羽市民生委員児童委員協議会障がい者部会で行っています。

これまでに民生委員と社会福祉協議会が体育館サブアリーナで実施しました。